

別表第1(第2条関係)

学校名	通学区域(行政区名等)
二日市小学校	六反、本町、入舟、中央、栄町、昭和、次田、大坪、鳥居、東町6組、東町6-2組、東町6-3組、東町6-4組、東町7組、東町7-2組、東町8組、東町8-2組、東町9組、東町9-2組、東町9-3組、東町9-4組、湯町、武蔵及び上古賀
二日市東小学校	紫、天神、旭町、東新町、紫ヶ丘、東町1組、東町1-2組、東町1-3組、東町2組、東町3組、東町4組、東町5組、東町5-2組、東町5-3組、東町10組、東町10-2組、東町11組、石崎、若葉団地、中原団地、針摺、針摺東、俗明院、朝倉街道団地及び永岡(大字永岡1番地から大字永岡252番地まで。)
吉木小学校	柚須原、香園、本道寺、大石、原、西吉木、東吉木、宮の森、ゴルフ場団地及びみかさ台
阿志岐小学校	天山、上阿志岐東、上阿志岐西、中阿志岐、下阿志岐及び牛島
山家小学校	山家1区、山家2区、山家3区、山家中央区、山家6区、山家7区、山家8区及び山家9区
筑紫小学校	城山、筑紫、若江、下見一、美咲、岡田、諸田、永岡(大字永岡1番地から大字永岡252番地までを除く。)、常松、桜台及び筑紫駅前通
山口小学校	平等寺、山口、萩原、古賀、立明寺及びむさしヶ丘
二日市北小学校	宮田、京町、曙町及び松ヶ浦
原田小学校	美しが丘南及び原田
筑紫東小学校	光が丘、美しが丘北、隈、西小田及び馬市
天拝小学校	天拝坂、杉塚(学校教育法第40条第1項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づく太宰府市への教育事務委託に係る区域(杉塚六丁目及び杉塚七丁目)を除く。)、塔原及び大門

備考 行政区とは、住所とは異なるものであり、筑紫野市行政区設置規則(令和2年筑紫野市規則第3号)別表に定めるものである。

別表第2(第2条関係)

学校名	通学区域(行政区名等)
二日市中学校	杉塚(学校教育法第49条において準用する同法第40条第1項及び地方自治法第252条の14の規定に基づく太宰府市への教育事務委託に係る区域(杉塚六丁目及び杉塚七丁目)を除く。)、塔原、六反、本町、入舟、中央、栄町、昭和、次田、大坪、大門、鳥居、東町、松ヶ浦、紫、天神、旭町、東新町、紫ヶ丘、宮田、京町、曙町及び天拝坂
筑山中学校	山家1区、山家2区、山家3区、山家中央区、山家6区、山家7区、山家8区、山家9区、城山、筑紫、若江、下見一、美咲、岡田、諸田、常松、永岡(大字永岡1番地から大字永岡252番地までを除く。)、桜台及び筑紫駅前通
筑紫野中学校	大石、原、西吉木、東吉木、宮の森、ゴルフ場団地、みかさ台、天山、上阿志岐東、上阿志岐西、中阿志岐、下阿志岐、牛島、石崎、若葉団地、中原団地、針摺、針摺東、俗明院、朝倉街道団地、柚須原、香園、本道寺及び永岡(大字永岡1番地から大字永岡252番地まで。)
天拝中学校	平等寺、山口、萩原、古賀、立明寺、むさしヶ丘、湯町、上古賀及び武蔵
筑紫野南中学校	光が丘、美しが丘南、美しが丘北、原田、隈、西小田及び馬市

備考 行政区とは、住所とは異なるものであり、筑紫野市行政区設置規則別表に定めるものである。
